高橋孝夫前議員の文書による再質問書への回答

平成27年4月30日付の高橋孝夫前議員の再質問について、下記のとおり回答いたします。

記

1 教育職管理職の考え方について

再質問の1つ目は、「教育職管理職の配置は教育委員会の積年の課題であった ことについては、計画等への明示や説明が行われていないので、内容と経過に ついて具体的に示してほしい。」との内容です。

長井市教育委員会に指導主事を初めて配置したのは平成15年度でした。平成25年度から2名体制に充実いただき、今年度から念願の教育職管理職の配置が実現しました。

県内各市が、従前から教育職管理職を含む複数の指導主事を配置していることは、既に回答させていただいたとおりです。長井市の歴代の教育委員長や教育長は、他市同様の体制を望んでおりましたが、この時期は、市民の皆様のご協力をいただきながら行財政改革に取り組んでいた頃であり、財政負担を伴う複数の指導主事の配置は困難と判断し、委員長や教育長の胸の内に秘めていたというのが実情です。従いまして、計画等への明示や説明は行っておりませんでした。よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2 教育長の在り方に対する考え方について

はじめに、教育職管理職の配置によって事務局体制を強化することが大切である点についてご理解を賜りましたこと、また、学校現場の実態に即した教育的配慮や柔軟な対応、迅速な危機管理を目的とした教育職管理職の配置が、大事な視点であることにご賛同を賜りましたことに深く感謝申し上げます。

さて、再質問の2つ目は、「教育職管理職の配置によって、教育長職は直近の 学校長経験者でなくともよくなるのか。」との内容です。

教育職管理職を既に配置している自治体の教育長は、学校長経験者がほとんどですが、大学教授や行政職経験者が教育長に就任した例もありますので、教育長を選ぶ上で選択枝の幅が広がる効果も多少はあると考えられます。

しかしながら、この度の教育委員会制度改正を受けての新教育長の任命権は 市長にありますので、教育委員会が新教育長の人選に関して言及する立場には ございません。教育委員会としては、あくまでも、事務局の体制を強化するた めに教育職管理職の配置を市長にお願いしたものですので、ご理解を賜ります ようお願いいたします。

なお、教育職管理職を配置したからすべて解決できる訳ではないこと等のご 指摘に関しましては、今後も肝に銘じて学校教育の充実に努めてまいります。

3 割愛について

再質問の3つ目は、「割愛にはどういう取り決めがあるのか、労働条件、補償 内容、事故等の責任の所在等を明示してほしい。」との内容です。

割愛の際に双方の教育委員会で取り交わされる書類は、割愛の依頼と承認の 文書のみです。労働条件、補償内容等については、長井市職員として採用され た時点で行政職職員等と同様の勤務条件や補償等が付与され、給与も県教職員 の場合と同等水準の等級で支給されます。また、任命権者は長井市教育委員会 ですので、指導主事(教育職管理職を含む)は長井市教育委員会の権限下に置 かれます。

教職員として県(学校)に戻る場合も同様の処遇となりますので、待遇面で の不都合等はないと考えます。

以上が労働条件等の概要ですが、これらの根拠は、先日の回答で引用した地 方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第4条の他、次のような法令の 規定があります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第4項には、「指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。」とされており、同条第7項では、「指導主事は教育委員会が任命する。」と規定されています。また、教育公務員特例法第15条では、「専門的教育職員(指導主事及び社会教育主事をいう。)の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、当該教育委員会の教育長が行う。」とされています。

これらを踏まえ、長井市教育委員会でも優秀な人材を指導主事として選考しております。県との協定等はありませんが、これらの法令に則って割愛を行っておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。